

婦恋村農業委員会総会議事録(第29回)

- (1) 開催日時 令和4年11月10日(木) 開会:午後1時23分 閉会:午後1時47分
開催場所:婦恋村役場 2階会議室
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員13名)
農業委員
1.千川初枝 3.岡野芳和 6.丸山成重 7.佐藤貞次 8.黒岩純一 9.千川洋一 10.市場俊喜
11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ 14.黒岩広司 15.樋口忠男 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席 2.関喜吉 4.下谷彰一 5.佐藤光成 16.黒岩富二
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号議案 非農地の決定について
第4号議案 その他

(6) 会議の概要

事務局長 お世話になります。時間より少し早いですが、ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は13名です。婦恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 はい、皆さんこんにちは、大分朝晩めっきり寒くなりました。もう収穫も終了し色々片付けで毎日忙しい事と思いますがコロナが大分増えてきました。私の身近な方も何人かコロナにかかりました。誰がかかってもおかしくない状況ですので十分感染対策をしていただければと思います。それでは続きまして、3の婦恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第9番号委員千川洋一委員、第10番号委員市場俊喜委員にお願いいたします。続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」】1件事務局説明
1番号 売買による所有権移転

議長 1号議案ですが、どなたか委員のご意見ございますか。10番号委員お願いします。

10番委員 はい。今月の4日に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は古永井地区手前の○○青果の上になります。受人が借り受けてずっと前から耕作していた農地です。特に問題は無い

と思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について】は許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第1号「農地法3条の規定による許可申請」について】は、許可するものとして決定します。続きまして、【第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」】2件事務局説明

1番号 一般住宅、物置用地への転用申請 2種農地(追認)

2番号 墓地への進入路用地への転用申請 2種農地(追認)

議長 1番号の関係ですが、地元委員さんのご意見ございますか。

7番委員 11/2に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は、大平地区の最初の集荷場から左へ曲がって400～500m程上っていった所です。始末書も添付されており特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 はいありがとうございます。所有者は高崎市の方のようですがこちらの家には誰も住んでいないのでしょうか。たまには誰か来るのですか。

7番委員 こちらには誰もいないかも知れませんが。

議 長 その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請」】について1番号の関係は許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について】1番号の関係は許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。

続きまして、2番号の関係ですが、こちらは私から説明します。11/2に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は、〇〇地区の△△銀行の交差点から旧草軽電鉄の線路道へ入った〇〇美容室付近です。本人は東京に住んでいるとのこと。申請場所は、道路脇から進入した先の階段の踊り場です。奥に墓があり階段になっておりまして、申請地はコンクリートの擁壁に

なっています。もう農地では無いので、始末書も添付されており転用はやむを得ないと判断しました。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請」】について2番号の関係は許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について】2番号の関係は許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。続きまして【第3号議案「非農地の決定」について】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「非農地の決定について」】3件事務局説明
1番号 芦生田地区 山林原野化(農地への復元が困難と判断)
2番号 三原地区 山林原野化(農地への復元が困難と判断)
3番号 三原地区 山林原野化(農地への復元が困難と判断)

議 長 1番号の関係ですが、地元委員が欠席ですので事務局より説明願います。

事務局 地元委員が不在のため事務局より説明します。場所は、ホテルの里へ行く手前の村道沿いです。以前より相談を受けており今年度の農地パトロール時に現地確認をしました。既に山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。

議 長 2番号、3番号の関係は私より説明します。場所は先程の4条許可申請と同じ位置です。申請地は大分草が生い茂っており農地への復元は困難であると判断しました。
その他の委員のご意見ございますか。

11番号委員 この場合は、非農地の決定がされると登記地目は変わりますか？それと固定資産税の評価は変わりますか。

事務局 この場合は、申請人が自ら地目変更登記をしないと変わりません。

議 長 固定資産税は現況で課税します。また、今回の判断結果を税務課にお渡しますので変わると思います。

11番号委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 【第3号議案「非農地の決定」について】1番号、2番号、3番号の関係ですが、非農地として決定して宜しいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第3号議案「非農地の決定」について】1番号、2番号、3番号の関係は非農地として決定します。【第4号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第4号議案【「その他」について】報告。

報告1 農地転用許可後の事業完了報告について 4件

報告2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 4件

報告3 制限除外の農地等の移動通知書 1件

議 長 【第4号議案「その他」】の報告をいただきました。その他のその他ですが、事務局より願います。

事務局長 事務局より1点お願いがあります。コロナ禍前は例年12月に忘年会が行われていましたが、今年につきましても役場全体の各種委員の忘年会も中止ですので、大変申し訳ありませんが農業委員会の忘年会も中止にさせて頂きたいと思っております。よろしく願います。

議 長 そういことですので、コロナも大分感染も広がってきており中止という事ですので、農業委員会だけ行うわけにもいきませんので中止という事で願います。その他皆様から何かありますか。以前新聞等で農機具や肥料等の盗難被害があったようですが、嬬恋でもありましたか。何か聞いていますか。

11番委員 犯人はつかまり農機具が戻ってきたようです。

議 長 夜中の犯行ですかね。昼間は人目があるでしょうから。

11番委員 聞いた話では、県営パイロットの倉庫を片端から開けて中の農機具等を盗んでいたようです。

議 長 そんなに中々、カギもかける事もしませんでしょうからね。それでは、次回は12月12日の午後1時30分から大前活性化センターとなります。次回は定例会終了後に農振協議会を予定しています。あと、農地パトロールの各地区の結果を事務局がまとめてくれると思いますが、各地区のパトロールの立ち会い委員には状況をお話いただければと思います。それでは、これで11月の定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後1時47分閉会

議 長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第9番委員

(于川 洋一) 于川 洋一

第10番委員

(市場 俊喜) 市場 俊喜

